

一般社団法人日本温泉気候物理医学会 規則集

1. 定款
2. 定款運用規則
3. 役員選任内規
4. 評議員内規
5. 名誉・功勞会員内規
6. 学術集会内規
7. 専門医制度規則
8. 温泉療法医制度
9. 正会員内規
10. 賛助会員内規
11. 温泉療法医会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置き、支部を必要に応じて置くことができる。

(公告の方法)

第3条 本法人の公告は、官報に掲載し、かつ主たる事務所の掲示場に掲示する。

(目的)

第4条 本法人は、温泉・気候・物理医学の学術研究ならびにその応用を推進し、加えて、会員相互の親睦と発展を図ることを目的に、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の編集・発行
- (3) 専門医の育成・教育研修の実施
- (4) 専門医・研修施設などの認定
- (5) 国内外の関連学会および諸団体との交流ならびに協力助成
- (6) その他本会の目的達成上必要な事業

(機関)

第5条 本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(入会)

第6条 本法人は、本法人の目的に賛同し入会した自然人又は法人をもって構成する。

- 2 会員となるには当該年度の会費を添えて本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の種別)

第7条 本法人の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員：前条に則って入会した医師。又は医師以外で本法人の目的に賛同する個人。
なお、正会員の中から特に功労のあった者を功労会員とする。内規は別に定める。
- (2) 名誉会員：理事会で推薦し、評議員会・社員総会で承認された者。内規は別に定める。
- (3) 賛助会員：本法人の目的に賛同し、所定の会費を納める個人又は団体。内規は別に定める。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡又は失踪宣言を受けたとき
- (4) 除名されたとき

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは退社するものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員名簿)

第11条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 会員に対する通知又は催告は、前項の名簿に記載された住所に対して行うものとする。
- 3 会員の氏名、住所、所属機関等に変更が生じた場合は、その都度本法人に連絡しなければならない。

第3章 役員

(種類及び定員数)

第12条 本法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事長は、法人法上の代表理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会において、総社員の議決権数の5分の1以上に当たる社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によりこれを定める。
- 3 副理事長は理事のうちから理事長が委嘱する。

(任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は任期満了後であっても後任の選出があるまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第15条 理事長は本法人を代表し、会務を総括し、理事会・評議員会・社員総会を必要に応じて招集し、理事会・評議員会・社員総会において議長となる。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、本法人の業務の執行を図る。理事長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、本法人事業の執行を図り、必要に応じ委員会を設けることができる。
- 4 監事は次の職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときに、これを理事会・社員総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事に対して理事会・社員総会の招集を請求、若しくは自ら招集する。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えない場合
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき

第4章 社員総会

(種類)

第17条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第18条 本法人の社員は第7条(1)号に定める正会員とし、社員総会は正社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、法令及びこの定款で定めるものの他、本

法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、理事に対して社員総会開催の請求があったとき
- (3) 監事からの招集請求があったとき

(招集)

第21条 社員総会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条の規定による臨時社員総会の請求があった場合には、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、社員総会を招集する場合には、会日より7日前までに、各正会員にその通知を発するものとする。

(議決権)

第22条 社員は、1人1議決権を有する。

- 2 社員総会の議事は、この定款に特別な定めがある場合の他は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権行使)

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時・場所
- (2) 社員総数及び出席社員数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過及びその結果

- 2 議事録には議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他、会務の執行に関する事項

2 理事会の運用は運用規則による。

(招集)

第 27 条 理事会は理事長がこれを招集し、会日の 1 週間までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第 28 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副理事長又は理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議である目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 評議員会

(構成・職務)

第 34 条 評議員は、正会員の中から理事会が推薦し、社員総会が承認するものとする。選出に関する内規は別に定める。評議員会は、理事会の諮問に応じ、重要事項を審議する。

第 7 章 学術集会

(学術集会)

第 35 条 学術集会は、正会員の中から選出された会長により主催され、毎年 1 回定時社員総会の時期に開催する。

学術集会に関する内規及び会長の選出に関する内規は別に定める。

2 会長に不測の事態が発生し、その任務遂行が困難になった場合は、理事長が、その職務を代行する。

第 8 章 事務局等

(事務局)

第 36 条 本法人に、事務局を置く。

(職員)

第 37 条 本法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

第 9 章 支部

(支部の設置)

第 38 条 本法人の目的を達成するため支部を設置することができる。

(支部の設置に関する事項)

第 39 条 支部の設置数、名称、その他必要な事項については別の内規に定める。

第 10 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 40 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 41 条 基金は、基金拠出契約で定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 42 条 基金の返還手続きについては、定時社員総会において返還すべき基金総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 11 章 会計

(財産の管理)

第 43 条 本法人の財産は理事長が管理し、その方法は、理事会及び社員総会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第 44 条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金、その他の収入

(事業年度)

第 45 条 本法人の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本法人の貸借対照表、損益計算書については、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を得なければならず、事業報告書については、その内容を定時社員総会において報告しなければならない。

(余剰金の分配禁止)

第 46 条 本法人の余剰金の分配を行うことはできない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成による決議によらなければ変更することができない。

(解散)

第48条 本法人は、法令の定めるところによる他、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成による決議を経て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 付 則

(規定外事項)

第50条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、本法人の定款に相違ない。

2015年6月21日

一般社団法人日本温泉気候物理医学会
理事長 大塚 吉則

2. 定款運用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会（以下「本会」という）（英文では、The Japanese Society of Balneology, Climatology and Physical Medicine と表示する）定款（以下「定款」という）の施行・実施にあたり、その必要な事項を定める。

(入社)

第2条 定款第6条第2項による入会申し込みのための本会所定の様式は、別表様式とする。書式は理事会で定める。

(会員の特典)

第3条 定款第6条により入会した会員は学会誌の配布を受け、また会員はその業績を本学会の学術集会ならびに学会誌に発表することができる。ただし、学術集会において会長が依頼した講演及び編集委員長が依頼した投稿については会員であることを要しない。

(評議員の選出)

第4条 定款第34条による評議員の選出方法及び定数は、「評

議員内規」で別に定める。

(会費)

第5条 定款第8条による会費については、当面年12,000円（学生は10,000円）とする。

2 名誉会員の会費は免除する。

3 納付期日は、当該年度内とする。ただし、止むを得ない理由で未払いとなっている場合はこの限りでない。

4 海外出張・留学などの理由で、休会届けが提出されている場合には、理事長の承認により会費の免除を認めることがある。

5 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第6条 会員が退会を希望する場合は、本会に退会の手続きをするものとする。

2 2年以上会費を支払わず、支払いの催促に応じないときは退会とみなす。

3 退会する時に会費に未納があるものは退会前に未納分の会費を全納しなければならない。

(住所等の変更届)

第7条 定款第11条により、会員が住所変更等を行うときの様式は別表による。

(役員を選任)

第8条 定款第13条による役員を選任の方法については、「役員選任内規」で別に定める。

(書面による議決権行使)

第9条 定款第23条により、書面による議決権の行使は郵送による。

(理事会の開催)

第10条 定款第5章による理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会の開催は、毎年6回以内とし、年度計画で別に定める。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事のうち3分の1以上から理事会の目的たる事項及び招集理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき

(3) 監事から招集請求があったとき

(理事会の招集)

第11条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条の規定による臨時理事会の請求があった場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しな

なければならない。

3 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも会日の7日前までに理事に対してその通知を発するものとする。

(理事会の定足数)

第12条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

(理事会の議決)

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会の定足数及び議決)

第14条 定款第34条による評議員会の定足数は、評議員総数の過半数の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

2 評議員会の議決は、出席者の過半数をもってする。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 評議員会に出席できない評議員は、書面により議決権行使を委任することができる。

(事務局の職員)

第15条 定款第37条による職員は、理事会の議を経て理事長が任免し、有給とする。

2 職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て定める。

(付則)

第16条 この規則は、改正が成立した日から適用する。

第17条 この規則の改正は、理事会の議を経て、社員総会に報告する。ただし、第5条第1項の会費の額については、社員総会の承認を要する。

3. 役員選任内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会定款(以下「定款」という)第12条第1項に基づき役員(理事・監事)の選任方法について定める。

(役員)

第2条 役員の数、定款第12条に定める定員数の範囲内で、評議員により選ばれた理事14名と監事2名の候補者を社員総会において選任する。理事と監事を併用することはいかならない。

(選挙管理委員会)

第3条 理事及び監事の候補者の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。事務局は、本学会の事務所に置く。

第4条 選挙管理委員会は、選挙日の5ヵ月前までに発足させる。

第5条 選挙管理委員会は、会員の中から理事長が指名した委員長1名、委員2名をもって構成する。

(選挙の実施)

第6条 理事・監事選挙は2年毎に行う。選挙投票締切りは選挙管理委員会が定めるものとする。

第7条 選挙管理委員会は、選挙に関する公示を投票日の60日前までに行う。また、被選挙人一覧表を作成する。

第8条 投票は所定の用紙を用い、全国一斉に郵送によって行う。投票は選挙管理委員会の定める日の消印までを有効とする。送り先は一般社団法人日本温泉気候物理医学会選挙管理委員会とする。

(選挙管理委員会の権限)

第9条 選挙の実施にあたって定款、本内規あるいはその他の規定にない事項については、選挙管理委員会が決定する。

(理事候補者の地区別区分)

第10条 理事候補者に関しては、被選挙人を以下の5地区に分けて投票を行うものとする。

- A. 北海道・東北地区
- B. 関東地区(新潟、山梨、長野を含む)
- C. 東海・北陸地区
- D. 近畿・中国・四国地区
- E. 九州地区(沖縄を含む)

(選挙人及び被選挙人)

第11条 選挙人は、評議員とする。被選挙人は、新たに選任される理事・監事の任期の初年度の4月1日において69歳未満の評議員とする。

(投票の要領)

第12条 投票は理事候補者14名の連記及び監事候補者2名の連記で行う。なお、投票に当たっては以下の事項に留意する。

- (1) 理事については、A地区は2名、B地区は6名、C地区は2名、D地区は1名、E地区は3名を選ぶこと。
- (2) 監事は2名を選ぶこと。
- (3) 記入に著しい不都合があった場合には、選挙管理委員会により無効投票とする場合がある。
- (4) 地区別理事数については、地区別評議員数に応じて定めることとし、適宜見直しを行う。

(決定)

第13条 当選は得票数の順位により上位の者からとする。得票数が同じであるときは評議員歴の長い順に、評議員歴も同じであるときは、会員歴の長い順にその順位を定める。

第14条 理事及び監事の選任候補者が決定した後、社員総会が開催されるまでの間に特別の事情があり候補を辞退する

か、又は、欠けたときは、選挙管理委員会に諮り次位の者を繰り上げることがある。

(付則)

第15条 この内規は、改正が成立した日から適用する。

第16条 内規の改正は、理事会の議を経て社員総会に報告する。

4. 評議員内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会定款（以下「定款」という）第34条の規定により、評議員選出内規を定める。評議員規定は、定款に定めるほか、この内規による。

(定数)

第2条 評議員の定数は、正会員の10%以内を原則とする。

(資格要件)

第3条 評議員候補者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 一般社団法人日本温泉気候物理医学会の正会員であること。
- (2) 本学会で活発な行動を行っていること。
- (3) 年齢が70歳未満であること。
- (4) 原則として引き続き5年以上本学会会員であること。
- (5) 臨床系医師評議員は、原則として温泉療法専門医であること。

(推薦方法)

第4条 評議員候補者の推薦方法は、次の資料を添えて毎年12月末までに本会事務所に提出する。

- (1) 所属の異なる評議員3名が署名、捺印した推薦書
- (2) 履歴書
- (3) 温泉・気候・物理医学に関する主要業績目録

(評議員の選考)

第5条 評議員候補者の選考は、その年度の最終理事会において審議し、次年度の評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(資格維持)

第6条 評議員の資格維持は、次による。

- (1) 本内規第3条による評議員候補要件を維持していること。
- (2) 評議員会及び社員総会に出席すること。
相当の理由がなく定時評議員会に連続して3年無断で欠席した場合は、その資格を喪失する。

(再申請)

第7条 評議員の資格を喪失した者が、再度評議員の申請を行うときは、本内規第4条の資料を添付して再申請するものと

する。

(任期終了)

第8条 年齢満70歳に達した評議員は、満70歳に達した日の属する年度の翌年度社員総会終了の日をもって任期を終える。

(付則)

第9条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会設立の日から適用する。

第10条 この内規の改正は、理事会の決議により評議員に諮り社員総会に報告する。

5. 名誉・功労会員内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本温泉気候物理医学会（以下本会と略す）定款第7条の規定により名誉・功労会員に関する内規を定める。

(名誉・功労会員の任命)

第2条 名誉会員及び功労会員は、多年にわたり学会に在籍し下記の基準を満たす満70歳以上の会員の中から、学会理事会の推薦を受け、評議員会、社員総会の承認を経て任命される。

- (1) 名誉会員は、学術集会会長あるいは理事の経験があり、学会への貢献が著しい者。
- (2) 功労会員は以下のイ、ロあるいはハの基準で推挙する。

イ 10年以上の評議員歴を有し、一般演題5回以上（共同演者も含む）と、1回以上のシンポジウム演者あるいは本会誌への1篇以上の原著論文等（共著者も含む）の業績を有する者

ロ 5年以上10年未満の評議員歴を有し、一般演題5回以上（共同演者も含む）と、2回以上のシンポジウム演者あるいは本会誌への2篇以上の原著論文等（共著者も含む）の業績を有する者

ハ 理事長が特に推挙し、理事会が承認した者

- (3) 外国人については前項の基準とは別に考慮する。

(名誉・功労会員の身分)

第3条 名誉会員は正会員としての身分を失うが、功労会員は正会員としての身分を保有する。

2 名誉・功労会員は評議員会の開催通知を受け、任意に出席することができる。

また、議長の要請により意見を開陳することができる。

(名誉・功労会員の任期)

第4条 名誉会員の任期は終身とし、功労会員の任期は会費が納

入されている限り終身とする。

ただし、名誉・功労会員としてふさわしくない行為があると認められるときは、理事会、評議員会、社員総会の議を経て名誉・功労会員の任命を取り消すことができる。

(評議員会への出席)

第5条 名誉・功労会員は評議員会の開催通知を受け、任意に出席することができる。また、議長の要請により、意見を開陳することができる。

(任命状)

第6条 名誉・功労会員には理事長より任命状を贈呈する。

(付則)

第7条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会設立の日から施行する。

第8条 この内規の改正は、理事会の議決により評議員会の承認を経て、社員総会に報告する。

6. 学術集会内規

第1章 学術集会

第1条 定款第35条の規定により学術集会の内規を定める。

第2条 本会の目的を達成するための事業として、定款第4条第1項による「学術集会」を開催する。

第3条 定款第35条第1項の規定により、会長が学術集会を主催する。

第4条 学術集会の開催は4～6月とし、開催日及び場所は会長が理事会の承認を得て定める。

第5条 会長は、学術集会の開催に当たってプログラム委員会を設置する。

第6条 会長は、学術集会にかかわる運営等の案を学術集会開催の6ヵ月前までに作成し理事会に報告するものとする。

第7条 会長は、学術集会終了後すみやかに収支決算を行い理事会に報告する。

第8条 その他必要な事項は、理事会で定める。

第2章 会長選出

第9条 会長は、会員の中から選出し、当該学術集会開催年度の2年前の社員総会において決定する。

第10条 会長候補者の推薦は、理事会で行う。

第11条 理事長は、推薦を受けた候補者を理事会で審議し候補者1名を選考し、評議員会に諮り社員総会の承認を得る。

(付則)

第12条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会設立の日から施行する。

第13条 この内規の改正は、理事会の決議により評議員会に諮り社員総会に報告する。

7. 専門医制度規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本温泉気候物理医学会（以下学会）専門医制度は温泉・気候・物理医学について一定以上の臨床試験と研究業績をもつ医師を、学会が温泉療法専門医と認定し、温泉・気候物理医学の水準の向上を図り、もって国民保健に寄与することを目的とする。

(義務)

第2条 温泉療法専門医は温泉・気候・物理医学を通じ国民の疾病治療・予防、健康保持・増進を図るとともに、温泉・気候・物理医学とその療法の進歩と発展のために尽力しなければならない。

(認定)

第3条 温泉療法専門医は学会会員である医師のうちから学会が公募し、審査・試験の上認定する。

(1) 温泉療法専門医の申請は認定申請書、履歴書、研修証明書、業績集に審査・認定料を添えて学会事務局に提出する。

(2) 認定は認定委員会の審査・試験を経て、学会理事長が温泉療法専門医証を交付し、学会の専門医名簿に登録することによって行われる。

(3) 温泉療法専門医証の有効期限は5年間とする。認定の更新については別に定める。

(認定委員会)

第4条 認定業務を行うため、認定委員会を置く。

(1) 認定委員会委員は理事会の議を経て理事長が任命する。

(2) 認定委員会は毎年1回認定試験を実施する。

(認定基準)

第5条 温泉療法専門医の認定を受けるためには、以下の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。

(2) 申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。

(3) 2年以上学会の温泉療法医であること。

(4) 研修指定施設（別に定める）で2年以上温泉療法専門医の指導の下に研修していること。

(5) 以下の、①、②、③の1項目以上を満たすこと。

①温泉・気候・物理医学に関する学会発表抄録又は論

文を1編以上提出する、②学会が実施する調査研究事業等に参加の履歴を提出する、③温泉・気候・物理医学に関する症例報告を提出する（10例の症例報告。3例は詳細報告、7例は診断名のみ {書式自由}）。

(6) 学会が実施する認定試験に合格すること。

(7) 基本領域の認定医あるいは専門医を取得していること。

(認定の更新)

第6条 温泉療法専門医の資格を更新するためには、以下の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。

(2) 更新申請の直前5年前に研修単位数を20単位以上取得していること（研修単位数は別に定める）。

(3) 定められた更新料を納付すること。

(認定の取消)

第7条 温泉療法専門医が退会その他条件に欠けることが生じた場合、または温泉療法専門医としてふさわしくない行為があった場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。取消は温泉療法専門医名簿の記載を抹消し、学会誌に公示することにより行う。

(付則)

第8条 この制度は一般社団法人日本温泉気候物理医学会設立の日から施行する。

第9条 この制度の改正は理事会の決議により、評議員会に諮り、社員総会に報告する。

1) 専門医制度規則施行細則

(研修証明の基準)

温泉療法専門医の条件として「研修指定施設（別に定める）で2年以上温泉療法専門医の指導の下に研修していること」とあるが、研修指定施設数が不十分であることや温泉療法専門医が地理的に偏在していることなどから、下記の条件を設ける。

1 温泉療法専門医の指導の下に2年以上診療に従事していること。（温泉療法専門医による証明：書式自由）

2 温泉・気候・物理療法のいずれかが可能な施設で2年以上診療に従事していること。（施設責任者による証明：書式自由）

3 学会制定のカリキュラムに沿って学習していること。

（自己申告：書式自由）

上記のうち、2つ以上を満たすこと。

(研修単位)

総単位数20単位のうち、10単位以上は学会の企画した下記(1)により取得しなければならない。

(1) 学会年次学術集会出席	5 単位
学会年次学術集会 筆頭発表者	3 単位
共同発表者	1 単位
学会雑誌論文掲載 筆頭著者	4 単位
共同著者	1 単位
学会温泉療法医教育研修会受講	10 単位
学会温泉療法医地区研修会出席	4 単位
学会温泉療法医地区研修会 筆頭発表者	2 単位
共同発表者	1 単位
学会温泉療法医会総会出席	1 単位
学会温泉療法医会が実施する調査研究事業への参加に対してはその都度研修単位数を定める	別記
(2) 日本温泉科学会年次学術集会出席	2 単位
日本医学会総会出席	2 単位
その他関連学会年次学術集会出席 (日本医学会分科会、日本生気象学会)	1 単位
温泉気候物理医学関係国際学会出席	1 単位
温泉気候物理医学に関連する教育研修会受講	1 単位

*日本医学会分科会は日本医学会ホームページを参照

2) 教育研修施設認定基準

研修施設は、原則として、下記項目に該当する施設の中から認定委員会の議を経て理事長が認定する。

1. 温泉・気候・物理療法を行い得る施設であること。

2. 次の設備の2つ以上を有すること。

(1) 温泉治療施設

(2) 気候療法施設

(3) 物理療法施設

(4) 機能訓練施設

温泉治療、気候療法に関しては、治療、療法の指示ができる体制が整備されていれば可とする。

温泉治療・気候療法を実施する施設との連携を明記する。

3. 温泉・気候・物理医学関係図書及び雑誌を備えていること。

4. 温泉療法専門医が勤務していること。

研修指定施設

- 医療法人共生会 川湯の森病院
- 社会医療法人社団愛心館 愛心総合診療所
- 医療法人楽山会 大湯リハビリ温泉病院
- 温泉利用型健康増進施設 はなまき健考館
- 栃木県医師会 塩原温泉病院
- 一般財団法人 上村病院 (桜湯健康増進施設ゆあーず)

- 公益社団法人群馬県医師会 群馬リハビリテーション病院
- 前橋温泉クリニック
- 医療法人大誠会 内田病院
- 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
- 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 三才山病院
- リハビリテーションセンター医療法人 石和温泉病院
- 医療法人社団藍風会 江の島弁天クリニック
- 医療法人社団研精会 箱根リハビリテーション病院
- 静岡県 JA リハビリテーション 中伊豆温泉病院
- 特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター
- 特定医療法人社団勝木会 芦城クリニック
- 医療法人社団 さっさきテルマエディサービスセンター
- 医療法人 尾張温泉かこえ病院
- 医療法人社団主体会 小山田記念温泉病院
- 特定医療法人樟純会 榊原温泉病院
- 公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院
- 医療法人甲風会 有馬温泉病院
- 医療法人社団友紡会 皆生温泉病院
- 公益社団法人鳥取県中部医師会立 三朝温泉病院
- 医療法人生山会 俵山病院
- 医療法人生山会 齋木病院
- 医療法人社団仁泉会 畑病院
- 鹿児島大学病院 霧島リハビリテーションセンター
- 医療法人玉昌会 加治木温泉病院

8. 温泉療法医制度

(目的)

第1条 一般社団法人日本温泉気候物理医学会(以下学会と略す)は正しい温泉・気候・物理療法を普及・発展させるために、患者に対し温泉・気候・物理療養指導を行い得る医師を温泉療法医(以下療法医と略す)に認定する。

(療法医会)

第2条 療法医は、温泉療法の研鑽、相互の連絡、情報交換、親睦のために療法医会を組織する。

療法医会会則は別に定める。

(認定)

第3条 認定は、学会認定委員会の議を経て学会理事長が行う。療法医証の有効期間は認定の日から5年間とし、5年ごとに更新しなければならない。

(認定基準)

第4条 療法医認定のための必要条件。

- (1) 学会(または日本温泉気候物理医学会) 会員歴が3年以上あること。

(2) 学会認定委員会の定める療法医教育研修会の全課程を終了していること。

(3) 温泉療法専門医は、温泉療法専門医である限り療法医としての身分も保有する。

(更新基準)

第5条 5年ごとの療法医更新には下記の要件すべてを満たさなければならない。

- (1) 更新時学会の会員であること。
- (2) 更新申請の直前5年間に下記研修単位5単位以上を取得していること。
- (3) 所定の更新料を納付すること。

(研修単位)

第6条 総単位数5単位のうち4単位以上は学会の企画した下

記(1)より取得しなければならない。

(1) 学会年次学術集会出席	5 単位
療法医教育研修会受講	10 単位
療法医地区研修会出席	4 単位
学会温泉療法医地区研修会 筆頭発表者	2 単位
共同発表者	1 単位
療法医総会出席	1 単位
学会年次学術集会 筆頭発表者	3 単位
共同発表者	1 単位
学会誌論文掲載 筆頭著者	4 単位
共同著者	1 単位

療法医会が実施する調査研究事業への参加に対しては、その都度研修単位数を定める。

(2) 温泉科学会総会出席	2 単位
日本医学会総会出席	2 単位
その他関連学会年次学術集会出席 (日本医学会分科会、日本生気象学会)	1 単位
温泉気候物理医学関係国際学会出席	1 単位
温泉気候物理医学に関連する教育研修会受講	1 単位

*日本医学会分科会は日本医学会ホームページを参照

(更新免除)

第7条 以下の場合療法医更新の手続きは必要ない。

- (1) 70歳の誕生日以降に1回更新した後は、学会員である限り終身認定とし、その後の更新は必要としない。
- (2) 温泉療法専門医は5年ごとの更新時に療法医も自動的に更新されるので、療法医更新手続きおよび更新料の納付は必要ない。

(認定の取り消し)

第8条 以下の場合療法医の認定は取り消されるので、認定証を返納しなければならない。

- (1) 学会を退会したとき、あるいは療法医の更新がされなかったとき。
- (2) 療法医としてふさわしくない行為があったとき、学会理事長は療法医会会長の申請により、学会認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。

9. 正会員内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会定款（以下「定款」という）第7条の規定により、正会員に関する内規を定める。

(定義)

第2条 正会員とは、次の通りとする。

- (1) 本法人の目的に賛同し入会した医師。
- (2) 医師以外で本法人の目的に賛同し入会した個人。

(入会手続き)

第3条 定款第7条1項に定める正会員として、入会を希望する個人は、ホームページにある入会申込書に事項を記入の上、提出し、理事会の承認を得る。

2 第2条第1項(1)の医師の場合は、医師免許番号、取得年月日、専門科が必須である。

3 第2条第1項(2)の個人については、本会正会員である紹介者1名の自筆署名と捺印が必要である。

(審査・入会)

第4条 正会員の入会は、入会申込書提出日より一番近い定例理事会の議を経て決定する。

2 決定後、初年度年会費を納め、入会とする。

3 学生会員として、学生の期間、会費の減額を希望する者は、学生用申請書、在学証明書添付、指導教員の推薦書を提出しなければならない。期間を過ぎた時点で、一番近い定例理事会の議を経て正会員登録となる。

(付則)

第5条 上記以外の事項については、2. 定款運用規則により適用する。

第6条 この内規の改正は、理事会で決議し社員総会で報告する。

10. 賛助会員内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本温泉気候物理医学会定款（以下「定款」という）定款第7条の規定により、賛助会員に関する内規を定める。

(定義)

第2条 賛助会員とは、本法人の目的に賛同し、所定の会費を納める個人または団体をいう。

(入会手続)

第3条 定款第7条第1項に定める賛助会員として入会を希望する個人又は団体は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得る。

2 決定後、初年度年会費を納め、入会とする。

(年会費と登録)

第4条 年会費は、一口5万円（一口以上）とする。

2 賛助会員は、ほかの会員とは別に、賛助会員名簿に登録される。賛助会員名簿の変更、または削除する場合は、速やかに通知しなければならない。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員には、理事会の決議を経て特典が与えられる。

- (1) 希望があれば学会ホームページに賛助会員の名称の掲載ならびにホームページへリンクすることができる。
- (2) 学会誌の配布を受けられる。
- (3) 学術集会の参加料免除。
- (4) 理事会の議を経て決定されたもの。

(退会手続)

第6条 退会手続きは、団体の代表者又は連絡責任者が行う。

2 退会時において、本法人に既に払い込まれた会費は返還しない。

3 退会時において、第4条第2項による賛助会員名簿より登録を削除される。

(賛助会員の資格喪失)

第7条 賛助会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 定款の他、理事会もしくは社員総会の決定に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(付則)

第8条 この内規の改正は、理事会の決議により社員総会に報告する。

ただし、第4条第1項の会費の額については、社員総会の承認を要する。

11. 温泉療法医会会則

第1章 総則

第1条 本会は温泉療法医会（以下本会と略す）と称する。

第2条 本会は一般社団法人日本温泉気候物理医学会（以下学会と略す）に属し、温泉療法医（以下療法医と略す）の知識の向上に必要な情報交換、研究、親睦および国際交流を通じ、温泉療法の発展を図り、広く社会へ貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するための次の活動を行う。

- (1) 温泉療法及び関連科学に関する調査・研究活動。
- (2) 研修会、講演会の開催。
- (3) 会報の編集・発行
- (4) その他目的達成に必要な活動。

第4条 本会は事務局を学会事務所に置く。

第2章 会 員

第5条 学会より療法医の認定を受けたものは、自動的に本会会員（以下会員と略す）として登録される。また、所属等により、各地区（別に定める）の会員となる。

第6条 会員は会報の配布を受け、調査・研究などの業績を本会の集会ならびに会報に発表することができる。また本会の開催する研修会、講演会に出席し、討議に参加することができる。

第7条 会員は、別に定める年会費を学会へ納めるものとする。会費は当年面3,000円とする。ただし学会名誉会員は会費納入を免除される。

第8条 会員は次に該当したときはその資格を喪失する。

- (1) 学会の会員でなくなったとき。
- (2) 療法医の更新をしない、あるいは療法医の認定を取り消されたとき。
- (3) 会費を2年以上納入せず、支払の請求に応じないとき。

第9条 本会の名誉を毀損する行為、又はこの会の目的に反する行為のあった会員について、会長は幹事会の議を経てこれを除名し、学会理事長へ療法医資格の取り消しを申し立てることができる。

第3章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 総務幹事 1名、指名幹事 地区ごと1名または2名
- (4) 地区委員 若干名
- (5) 監事 2名

第11条 会長は会員の中より学会理事長が指名し、温泉療法医

会総会（以下総会と略す）の承認を経て決定する。

2 副会長は会員の中より会長が指名し、総会の承認を経て決定する。

3 指名幹事は別に定める地区ごとに、療法医の中から1～2名を会長・副会長の協議を経て推薦し、総会の承認を経て決定する。

4 地区委員は地区内の活動を円滑にするため必要に応じて指名幹事が委嘱する。

5 監事は学会理事長が委嘱し、総会の承認を経て決定する。会長、副会長、総務幹事、指名幹事、地区委員を兼任することはできない。

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は総会及び幹事会を招集しその議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第13条 指名幹事は所属する地区内の本会活動を総括し、また本会の総務、会計、会報の編集、研修会、講演会などの業務を分担する。

2 幹事は幹事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議し、執行する。

3 地区委員はその地区の幹事を補佐し、地区会務の円滑な運営を図る。

第14条 監事は本会の会務を監査する。

第15条 役員は任期は2年とする。ただし会長は連続2期を超えることはできない。

第16条 役員は無報酬とする。

第17条 本会に顧問及び地区顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会長・副会長経験者とし、幹事会で推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は幹事会に出席して意見を述べることができる。

4 地区顧問は、必要に応じて学会名誉会員あるいは功労会員の中から会長が委嘱する。

第4章 会 議

第18条 総会は毎年1回、学会総会にあわせて会長が招集する。

第19条 会長は会員現員数の過半数から、会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第20条 次の事項は幹事会の議を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 活動計画

(3) 活動報告

(4) その他幹事会において必要と認められた事項

2 監査報告は総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 21 条 会員は他の会員を代理人として議決権を委任することができる。

第 22 条 総会は会員の 20 分の 1 以上の出席（委任状提出者を含む）で成立する。

第 23 条 総会の議決は会員出席者の過半数（委任状提出者を含む）をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所。

(2) 会員の総数及び出席会員数。

(3) 議事の経過及び決議事項。

第 25 条 総会の議事の要旨及び議決した事項は学会理事会に報告し、会報をもって会員に通知する。

第 26 条 幹事会は会長が招集し、その議長となる。ただし会長は過半数の幹事から会議に付議すべきことを示して会議の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 30 日以内に幹事会を招集しなければならない。

2 幹事会は現員数の 3 分の 2 以上の出席で成立する。ただし当該議事につきあらかじめ委任状を提出しているものは出席とみなす。

3 幹事会の議決は出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

4 学会理事長は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第 27 条 会長は必要に応じて各種の委員会を設けることができる。

2 委員会の委員長は会員の中から会長が委嘱し、委員は委員長が選任する。

第 5 章 会 計

第 28 条 本会の会計は、学会会計の中で処理される。

第 6 章 補 則

第 29 条 本会則に定めるものの他、運営上必要な事項については幹事会の議を経て会長が別に定める。会則の施行についての細則は、幹事会ならびに総会の議決を経て別に定める。

第 30 条 本会事務局に必要な職員を置くことができる。職員の

委嘱は会長が行う。

第 31 条 本会則に定めるものの他、本会の運営上必要な事項については、幹事会の議を経て総会に報告する。

(付則)

第 32 条 本会則は、総会にて会則が成立した日から施行する。